

呉市教育委員会会議録
(平成30年11月27日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成30年11月27日定例会

- 1 開催日時 平成30年11月27日(火) 13:35開会
15:20閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補兼学校施設課長 中島 正雄
教育部参事補 細本 裕一
教育総務課長 大森 和雄
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
観光振興課長 森川 英司
教育総務課課長補佐 大窪 敏幹
- 5 傍聴者 2人
- 6 日 程
- (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第43号 呉市立天応小学校の校地面積の変更について
 - (4) 報告第29号 平成29年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について
 - (5) 報告第30号 寄附受納について
 - (6) 報告第31号 運動部活動の方針について
 - (7) 教議第44号 臨時代理の承認について(平成30年度教育費補正予算)
 - (8) 教議第45号 臨時代理の承認について(公の施設の指定管理者)
 - (9) 報告第32号 民事訴訟の応訴について
 - (10) 報告第33号 専決処分について
 - (11) 教議第46号 臨時代理の承認について(職員人事)

(13:35)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、香川委員・佐々木委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成30年10月26日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第7から日程第10については議会に係る案件のため非公開に、また、日程第11については人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第43号 呉市立天応小学校の校地面積の変更について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第43号「呉市立天応小学校の校地面積の変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中島参事補 それでは、教議第43号「呉市立天応小学校の校地面積の変更について」を御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

本案件は、国土交通省が施工する、天応小学校入口付近の一般国道31号線改良工事に伴い、天応小学校敷地の一部を道路用地とするため、面積が変更となるものです。

変更前の校地面積は1万7,528平方メートル、変更後の校地面積は1万7,454.3平方メートル、減少する校地面積は73.7平方メートルです。

変更時期は、平成31年4月1日です。

資料2・3ページに図面を添付しておりますが、太枠で囲んである部分が対象の敷地となります。

今後は、平成31年4月1日付けで行政財産から普通財産に所管替えを行い、国土交通省に売却する予定です。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第43号「呉市立天応小学校の校地面積の変更について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船尾委員 この部分は、従来使用している場所ですか。

中島参事補 図面では少し分かりづらいのですが、学校の入口のスロープになっている箇所です。元はバスの駐車場として利用されていた場所です。

グラウンドの面積が減少するものではございませんが、一部地下倉庫になっており、地元の備品や道具などが入っているということですので、これらは今後、天応市民センターで管理していく予定です。

船尾委員 はい、分かりました。

教育長 ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第29号 平成29年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について

教育長 次に、日程第4の報告第29号「平成29年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大森課長 それでは、報告第29号「平成29年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」を御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

まず、1の学校施設課に関するもの3件でございます。

(1)でございますが、エアコン修繕等の業者選定を行う指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていたものです。

次に(2)でございますが、目的地から居住地に直帰したとして支給した旅費が、目的地から勤務地に至る旅費額を超えていたにもかかわらず、目的地から居住地までの旅費を支給したとして指摘を受けたものです。

次に(3)でございますが、学校の施設使用料について、学校が誤った額で納入通知書を交付していたもので、担当課では適正な調定な事務を、また学校に対しても指導し、再発防止を行うよう指摘を受けたものです。

いずれの案件も、監査指摘後、速やかに対応するとともに、適正な事務について、職員に周知・徹底を図りました。

続いて、次ページにまたがりませんが、2の学校教育課に関するもの3件でございます。

(1)でございますが、夏季休暇の取得について、1日又は30分が取得単位であるにもかかわらず、午前及び午後半日の取得を承認していたものです。

次に(2)でございますが、出張命令回議書について、用務先の最寄駅を超えた旅費額を算出し支給していたもの、及び市内出張命令回議書による旅行命令が発せられていなかったものが見受けられたものです。

次に(3)でございますが、児童送迎業務について、契約約款では完了検査を業務完了から10日以内に行うようになっているにもかかわらず、完了検査がそれ以降になされたため、適正な検査事務を行うよう指摘を受けたものです。

いずれの案件も、監査指摘後、速やかに対応するとともに、適正な事務について、職員に周知・徹底を図りました。

続いて、次ページにまたがりますが、3の学校安全課に関するもの2件でございます。

(1)でございますが、メール配信システム委託業務及び同年間利用契約の業者選定を行う指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていたものです。

次に(2)でございますが、スクールカウンセラーの報償費について、支給額を誤って算出し支給していたものです。

いずれの案件も、監査指摘後、速やかに対応するとともに、適正な事務について、職員に周知・徹底を図りました。

続いて、8ページ、学校に関するものです。

まず、4は三坂地小、仁方中、警固屋中学校の共通事項になりますが、学校施設の使用許可について、校長の専決事項にもかかわらず、決裁を受けず使用許可書を交付していたものが見受けられたものです。

次に、5の昭和西小学校に関するもの2件でございます。

(1)でございますが、7月及び8月の市内出張旅行命令が発せられておらず、旅費が支給されていないものが見受けられたものです。

(2)でございますが、目的地から居住地に直帰したとして支給した旅費が、目的地から勤務地に至る旅費額を超えていたにもかかわらず、目的地から居住地までの旅費を支給したとして指摘を受けたものです。

資料の9ページを御覧ください。

次に、6の蒲刈中学校に関するものでございます。

学校主事の年休取得について、開始時刻が四半時ではなく、かつ、時間休暇取得後において勤務時間が30分未満となる休暇の取得を承認していたとして指摘を受けたものです。

次に、7の豊浜中学校に関するものでございます。

大会参加費について、立替払は地方自治法に規定されている支出方法に含まれていないにもかかわらず、出席教職員により立替払いが行われていたとして指摘を受けたものです。

いずれの案件も、監査指摘後、速やかに対応するとともに、適正な事務について、職員に周知・徹底を図りました。

説明は以上でございます。

なお、これらの指摘事項及び措置状況につきましては、後日、監査委員から公表される予定となっております。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第29号「平成29年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 旅費の算出に関する指摘が2件ありましたが、これらの誤りは、故意ではなく、単なる誤解によるものと解釈してよろしいですか。

大森課長 はい、事務取扱の誤りと捉えております。今回の案件は、職員が目的地での用務を終えた時間が勤務時間を超えていたので、直帰した事例となります。この場合の復路の旅費について、目的地から居住地までの旅費を支出する考え自体は誤りではないのですが、目的地から居住地までの旅費額が、目的地から勤務地まで

の旅費額を超えている場合は、勤務地までの旅費額しか支給できない規定となっており、その算出が誤っていたものです。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

船 尾 委 員 このような指摘が例年ありますが、原因というか、抜本的な解決に向けて、何か方策はないのでしょうか。

大 森 課 長 これらの指摘事項及び措置状況は公表されます。所属課以外の指摘事項についても公表されますので、同じような誤りをするものがないよう、各課において周知・徹底を図り、指導している状況ではあります。

船 尾 委 員 知識があれば防げるような、単純なミスもあるように思えますが、その辺りはいかがでしょうか。

大 森 課 長 事務処理の研修で申しますと、年度当初に呉市全体で庶務事務研修を開催しております。指摘事項に特記した研修は現在のところ実施しておりませんので、こうした事例を集めて、学校を含め通知をするなど、検討していきたいと考えております。

教 育 長 学校関係については、従前は公表まではしておりませんでした。昨年度の監査から公表するようになりました。昨年度末と年度初めに、学校に対しては具体的な研修を実施しました。各課においては、庶務担当が機能しないといけませんので、きちんと対応をしていかなくてはいけないと思っております。

佐々木委員 逆の意味での改正になるかなと思いますが、学校施設使用料については、校長専決となっております。私も経験があるのですが、学校を借りる時、常に校長が対応できるとも限らず、規則の運用に弾力性を持たせても良いのではないかと思います。

大 森 課 長 今回の事例では、校長の押印が無かったことということですので、これはきちんと事務処理をしなければならぬと認識しております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第30号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第5の報告第30号「寄附受納について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

中 島 参 事 補 それでは、報告第30号「寄附受納について」を御説明いたします。資料の11～13ページをお願いします。

この度の豪雨災害で被災した学校に対しまして、3団体から寄附の申し出がありましたので、それぞれ受納したものでございます。

まず、(1)ですが、東京中野ライオンズクラブ様から、音戸小学校へ気化式冷風機2台、安浦小学校へハードルクラッチ15台ほか1点、天応中学校へ卓球マシン1台ほか3点、安浦中学校へ図書用書架1式、計34点、120万円相当の物品の寄附でございます。

続きまして(2)ですが、広島県労働組合総連合様から、安浦小学校及び安浦中学校に対しまして、空気清浄機を計20台、58万3,200円相当の物品の寄附でございま

す。

続きまして(3)ですが、作新学院様から、天応小学校、安浦小学校、天応中学校、安浦中学校に対しまして、図書を計688冊、100万円相当の物品の寄附でございます。

資料下段にそれぞれ写真を添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第30号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第31号 運動部活動の方針について

教 育 長 次に、日程第6の報告第31号「運動部活動の方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 それでは、報告第31号「運動部活動の方針について」を御説明させていただきます。

まず、この方針策定に至った経緯についてです。

今年3月にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されております。この中に、「市区町村教育委員会は、都道府県の『運動部活動の在り方に関する方針』を参考に『設置する学校に係る運動部活動の方針』を策定すること」と明記されております。このことを受け、今年7月に広島県教育委員会より示された「運動部活動の方針」を参考にして、呉高等学校長を含めた関係中学校校長の意見交換会や中学校校長会での意見をまとめた結果、この度、呉市における「運動部活動の方針」を策定いたしました。

それでは、方針の主な概要を御説明いたします。

まず、「本方針策定の趣旨等」については、資料17ページ上段3行に載せておりますように、「呉市立中学校及び高等学校の生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す」ことにあります。この際、重視する点については、その下の四角囲みに示している3点です。

各学校においては、1の「適切な運営のための体制整備」に向けて、(1)のAにありますように、校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定すること、また、運動部顧問は、年間の活動計画や毎月の活動計画、活動実績を作成し、それをイにありますように、学校のホームページへの掲載等により公表します。

また、18ページの2「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」として、(1)「適正な指導の実施」に向けて、例えばAの2行目後半からありますように「生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底するとともに、呉市教育委員会も適宜支援及び指導・是正を行います。

また、19ページの3の「適切な休養日等の設定」として、(1)休養日及び活動時

間の基準について、アの休養日にありますように、学期中は、週当たり2日以上
の休養日を設けること、長期休業中は学期中に準じた扱いを行うこととしており
ます。

さらに、20ページ、イの活動時間については、1日の活動時間は、平日では2
時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ
短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うようにします。

ただし、高等学校段階の運動部活動は、中学校教育の基礎の上に活動されてい
ることなどから、年間の活動時間が週平均16時間未満で活動することができるこ
ととしております。

このほか、21ページ、4の「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」と
して、(1)生徒のニーズを踏まえた運動部の設置や、(2)地域との連携を行うこ
と、また、22ページの5で「学校単位で参加する大会等の見直し」として生徒や
運動部顧問の過度の負担とならないように大会等の統廃合を主催者に要請するこ
とや参加する大会等を精査することを規定しております。

本件につきましては、本報告の後、12月の校長会において説明を行い、その後
各校で3学期のうちに本方針を元に調整を行い、新年度から各学校の方針を元に
運営を始める予定です。

以上でございます

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の報告第31号「運動部活動の方針について」の
説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいた
します。

佐々木委員 何点か質問があります。

まず、17ページの指導・運営に係る体制の構築の中に、適正な数の運動部を設
置するとありますが、適正な数の根拠となるものはあるのですか。

それから、19ページの休養日について、週当たり2日以上設けるとありますが
が、これについても根拠がありますか。私の経験から言いますと、中学・高校生
の頃は、1日休むと、感覚を戻すのに3日かかります。休養日を設けることの意
味合いがわからないわけではないのですが、いつ設けるのかを適正に判断し、ひ
ずみのないようにしていただきたいと思えます。生徒や職員の負担にならないよ
うにしなければいけませんし、働き方改革にも当然繋がってまいります。これ
は、22ページの各種大会の統廃合にも結びつくと思えますが、私は以前から中学
の全国大会は必要ないという考えです。勝利至上主義に陥りかねないし、このた
めの遠征など、生徒にも保護者にも職員にも負担が掛かります。中には、それが
ないと目標がなくなるといった意見もありますが、私はそう思っております。

棚田課長 まず1点目の適正な数の運動部の設置につきましては、現在、生徒数が少なく
なる中で、子どもたちが今やっている競技を続けられるよう、他校と合同チーム
を組んで大会に参加している学校もありますが、一方で、部活動として成り立た
ず、部の廃止を判断する学校もあります。各学校が、それぞれ実態に応じて適正
な数の部活動を設置するものと考えております。

次に、休養日につきましては、平成29年に策定された日本体育協会による「ス
ポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」の
中で「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに週当たりの活動

時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」と示されており、スポーツ庁のガイドラインや広島県の方針もこれを元に設定しております。呉市の方針もこれらを踏まえ、休養日の設定しております。

次に、参加する大会等の精査につきましては、呉市教育委員会が各種大会の主催者に要請するとしております。生徒や学校の実態に応じて、取り組んでまいりたいと考えております。

佐々木委員 よく分かりました。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

船尾委員 十分に話し合いがなされて作成された方針というのはよく分かりました。

これは規程ではなく方針なので、今後、各学校できちんと運用されていくのか気になるところではあります。強い部活などは休みなく練習していたりすることもあるかと思われませんが、規程ではないのでどのように管理していくのでしょうか。

棚田課長 学校の中でしっかり協議をし、学校の方針を策定していくため、ある程度の試行期間を取る予定です。そうした話し合いの中で出た疑問や難しい点については、随時、話をしながら進めていく必要があると思っております。ただし、この方針に定めている事項については、実態を見ながら適切に指導していくことになります。

船尾委員 各学校にはこれからしっかり説明をし、各学校で策定していくということですね。

棚田課長 はい、この方針を基本に、各学校で策定していくこととなります。

船尾委員 これはあくまで方針ですので、効力はないのですよね。

小川部長 これを守らなかったとって、ペナルティがあるものではありません。

この方針の趣旨は、子どもたちの心身の健康であったり、スポーツライフを実現するための資質・能力の育成やバランスのとれた心身の成長といったところにありますので、行き過ぎたものにならないように、学校に伝え、守っていくよう指導していく必要があると思っております。

船尾委員 わかりました。校長を中心に、しっかり把握してもらおうをお願いします。

もう1点質問ですが、私立や県立学校も同様の策定を求められているのでしょうか。

棚田課長 県立学校については、広島県の方針を基に策定します。私立学校については、本方針の対象ではございませんが、スポーツ庁のガイドラインに則り策定することとされております。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

佐々木委員 現在、教職員の人数や、仕事の負担量が問題となっておりますので、あまりこのガイドラインにとらわれすぎて、負担がかかりすぎないように期待しております。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(14:18)

教議第44号 臨時代理の承認について（平成30年度教育費補正予算）

（非公開案件です。）

教議第45号 臨時代理の承認について（公の施設の指定管理者）

教 育 長 次に、日程第8の教議第45号「臨時代理の承認について（公の施設の指定管理者）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 それでは、教議第45号「臨時代理の承認について（公の施設の指定管理者）」を御説明いたしますので、25ページをお開きください。

この度、公の施設の指定管理者の指定について、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして26ページをお願いいたします。

本件は、呉市が野呂山に設置しております、呉市教育委員会が所管する呉市野呂山セントラルロッジのほか、観光振興課が所管する国民宿舎野呂高原ロッジ等、計5施設の指定管理者を指定するため、一括公募を実施し、選定委員会において一般財団法人野呂山観光開発公社を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

それでは、議案資料で説明いたしますので、27ページを御覧ください。

2の公の施設の概要でございますが、(1)の国民宿舎野呂高原ロッジ、1枚めくっていただきまして、28ページ(2)の野呂山交流施設の野呂山ビジターセンター及び野呂山レストハウス、29ページの(3)呉市川尻筆づくり資料館の4施設は、観光振興課が所管する施設でございます。

30ページをお開きください。教育委員会が所管する野呂山セントラルロッジは、野呂山公園施設の利用の増進を図るとともに、野外活動等を通じた市民の健全な心身の育成及び社会教育活動の充実に資するために設置されているものです。施設は、鉄筋コンクリート造の平屋建ての管理棟及び倉庫からなり、常設テントやキャンプ用品の貸し出しなどを行っております。

川尻町から引き継いだセントラルロッジは、当初は文化振興課が所管しておりましたが、平成27年度の機構改革により文化振興課が市長部局となった際に、野呂高原ロッジなどの観光施設と一体に管理運営するため、地方自治法第180条の7の規定により、呉市産業部の職員に補助執行させているものです。

利用状況は、表中にございますように年間約2,500名前後の利用となっております。

次に、指定管理業務に係る主要な決算でございますが、指定管理料305万7千円と施設の利用料金収入によって、一般財団法人野呂山観光開発公社が施設の管理運営を行っている状況となっております。

32ページをお願いいたします。

4の指定管理期間でございますが、指定管理者を指定する期間は、平成31年4

月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。

5の団体概要に一般財団法人野呂山観光開発公社の概要を記載しております。

最後に、33ページ、8の選定委員会による審査結果の概要でございます。(1)に記載しておりますとおり、公募の結果、応募者は一般財団法人野呂山観光開発公社の1者のみでございました。

34ページの(4)に記載しております委員による選定委員会を2回開催いたしまして、応募者から提出された書類と応募者ヒアリングを基に、8の(2)にあります審査基準について審査し判定をした結果、当該応募者が指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

なお、審査に当たり評価された点を、(3)審査結果の欄に記載しておりますが、野呂山の公共施設を適切に維持管理するノウハウと実績を有していることや、積極的な営業展開や新たな利用プランの開発により、豪雨災害からの回復を図っていく提案内容が評価されたものでございます。

この候補者につきましては、呉市議会12月定例会に議案を提案し、議決を得ることによって指定管理者として指定されることとなります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の教議第45号「臨時代理の承認について（公の施設の指定管理者）」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

報告第32号 民事訴訟の応訴について

教 育 長 次に、日程第9の報告第32号「民事訴訟の応訴について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第32号「民事訴訟の応訴について」御説明いたします。資料61ページを御覧ください。

平成2年1月頃、呉市立中学校の担任教諭が、高等学校の入学試験に係る事務手続を誤ったことにより損害が発生したとして、呉市を被告として、損害を賠償することを求める訴訟が提起されましたので、これに応訴するものでございます。

事件番号等は、1を御覧ください。

2の提訴年月日、3の原告にありますように、平成30年9月28日付けで、呉市在住の個人から請求があったものでございます。

6の事件の概要を御覧ください。

原告が中学校3年生であった平成2年1月頃、担任教諭が、高等学校の入学試験に係る事務手続を誤り、原告は、その高校受験ができなかったことから、生涯年収に1年間分の差額が生じたとして、損害賠償金の支払いを求めております。

本訴訟につきましては、平成30年11月16日に第1回口頭弁論が行われました。裁判所からは、原告から提出された訴状等の内容について確認が行われ終結されました。

口答弁論では、呉市として大きく二つの答弁をしました。

1点目は、訴えられた事実を不法行為として考えると、損害賠償請求権は3年の時効、債務不履行、いわゆる約束を破ったと考えると10年の時効、2点目は、原告が200万円の損害を被ったことが不明確である上、受験手続きを怠ったこととの間に相当の因果関係は認められないことです。

次回、12月18日に判決が言い渡される予定です。

今後でございますが、本日、教育委員会会議で報告後、明日の文教企業委員会で行政報告いたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の報告第32号「民事訴訟の応訴について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 参考としてお伺いしますが、現在でも同じように教師が受験の事務を怠った場合、受験について何も救済措置はないというのは変わらないのでしょうか。

高 橋 課 長 その点につきましては、何の変更もございません。

森 尾 委 員 200万円の損害とありますが、その試算がよくわかりませんね。

高 橋 課 長 はっきりした根拠は、相手方からは示されておりません。

受験手続きが出来なくて1年浪人したので、1年就職期間が遅れ、生涯年収に1年間の損失を被ったという言い方をしております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第33号 専決処分について

教 育 長 次に、日程第10の報告第33号「専決処分について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 それでは、報告第33号「専決処分について」を御説明いたしますので、資料の63ページを御覧ください。

まず、状況について御説明いたしますので、4の損害の状況を御覧ください。

本件は、天応小学校の校庭において、同校の学校主事が刈払機を使用して草を刈っている際に、刈払機によって跳ねられた小石が、同校の敷地内に駐車していた相手方が所有する軽乗用車の左側面部に当たり、損害を与えたものです。

損害の程度は、側面ガラスが大きく破損したほか、フロントドアからテールランプにまでの間に、複数箇所1～2ミリ程度の傷がついたものでございます。

この損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年10月31日、市長が損害賠償額の決定に関する専決処分をいたしましたので、議会に報告する前に、これを御報告するものでございます。

1の賠償の理由につきましては、草刈り中の事故による車両損傷でございま

す。

2の賠償金額は、21万4,391円でございます。

3の賠償の相手方につきましては、呉市在住の個人でございます。

賠償金は、全国市長会学校災害賠償補償保険が適用され、保険会社を通じて当該車両を修理した業者に直接支払われます。

また、この度の事故を受けまして、平成30年12月19日に学校主事を対象とした研修会を開催し、刈払機を使用する際の注意喚起を行う予定です。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第10の報告第33号「専決処分について」の説明がありました。これについて御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 雇用者側の管理責任ということですか。

大森課長 はい、そのとおりです。

船尾委員 毎回このような事案が起り、その都度言わせてもらっているのが、研修等も実施し、職員も気をつけてはいると思うのですが、どうしても不可抗力で起こってしまうものなのでしょうか。

大森課長 草刈り作業は、その性質上、飛び石の危険性を伴うことから、学校主事には刈払機取扱作業安全衛生教育を受講させており、今年度は9名が受講しました。

今後も、この取組を継続していくとともに、様々な機会をとらまえて、注意喚起を図ってまいります。

教 育 長 確かに、度々このような事が起こっていますので、安全衛生委員会や他のあらゆる機会を通じて注意喚起を行い、現場に対しても緊張感を持って作業するよう指導していかなくてはならないと考えております。

佐々木委員 この職員は、毎年同じような作業をされていて、たまたま今回この事故が起こったのですか。

大森課長 複数年勤務しており、毎年草刈り作業はしておりますが、今回このような事が起きてしまったものです。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

(14:57)

教 育 長 それでは、ここでいったん定例会を中断させていただいて、先にトピックスの説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入りますので、説明員の交代をお願いします。

(15:18)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(15:20)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 香 川 治 子)

(委 員 佐々木 元)

(平成30年11月27日定例会)